

重要

非常変災時の対応

四国中央市教育委員会
平成30年10月1日改訂

① 四国中央市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
<p>6時</p> <p>四国中央市に〇〇警報が発表されました。</p> <p>10時半まで【自宅待機】</p>	<p>今後の対応について保護者連絡</p>
<p>10時半</p> <p>警報解除</p> <p>警報継続</p>	<p>下校時間等を 変更して下校</p> <p>学校で待機(授業)</p>
<p>13時</p> <p>昼食をとって、 13時までに登校</p> <p>【臨時休業】</p>	<p>時刻や方法について 保護者連絡</p> <p>通常下校</p>

② 四国中央市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
<p>【自宅待機】(避難所等含む)</p>	<p>【児童生徒の引渡し】</p> <p>学校から連絡があるまで 【自宅待機】(避難所等含む)</p>
<p>〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 すべての安全確認後、学校から登校についての連絡</p> <p>児童・生徒の学校登校</p>	